

被疑者補償規程の運用について

〔昭和32年4月12日法務省刑事第6408号
刑事局長通達，検事総長，検事長，検事正宛て〕
改正 昭和58年11月30日法務省刑総第806号
昭和62年12月25日法務省刑総第1072号
平成12年9月29日法務省刑総第1013号
平成12年10月27日法務省刑総第1246号
平成15年12月16日法務省刑総第1379号
令和元年6月28日法務省刑総第162号

無実の被疑者に対する刑事補償については、一昨年秋以来、一部の国会議員によつてその立法化が提唱され、本省としても、その趣旨には賛成したものの構想について見解を異にしたため、別途法案作成の準備を進めていたところ、諸般の事情によつて、この度法案の提出に代えて被疑者補償規程を制定するに至つた。同規程は、本日法務省訓令第1号をもつて訓令され、同日から施行することとなつたので、同規程の運用については、左記諸点に留意の上、遺憾なきを期せられたい。

右命によつて通牒する。

記

第1 運用の基本方針

この規程による刑事補償は、被疑者を拘束して捜査をした後、その者が無実であることが判明した場合において、抑留又は拘禁によつて生じた損害を補償しようとするものであり、無実の裁判を受けた被告人に対する刑事補償とその趣旨を同じくするが、検察官が健全な裁量により職権をもつて行うたてまえとされているので、これを運用するにあつては、ことのゆきがかかりにとらわれることなく、公正な客観的態度をもつて臨むよう、部下職員の指導にあたられたい。

第2 規程の解釈等

この規程の解釈及び運用について留意すべき重要な事項を規程の順序に従つて取りまとめたから、部下職員に周知せしめられたい。

1 補償の要件(規程第2条，第4条第2項)について

(1) この規程により補償の対象となる被疑者としての抑留又は拘禁とは、刑事訴訟法による逮捕(現行犯逮捕，緊急逮捕，通常逮捕)，勾引(準起訴手続の場合)，勾留，鑑定留置，少年法第43条第1項の勾留に代る措置及び日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第3条に基く行政

協定に伴う刑事特別法第12条、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第4条若しくは日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第4条又は犯罪人引渡に関する条約によりわが国に引渡される前に外国のした身柄の拘束をいう。なお、少年法第17条による観護措置は、被疑者に対するものではないため、ここには含まれないから注意されたい。

- (2) 公訴を提起しない処分とは、刑事統計にいわゆる不起訴の終局処分すべてを指し、中止処分を含まない。ただし、ここで公訴を提起しない処分とは、実質的にみて公訴を提起しない処分があつた場合をすべて含むのであつて、その罪について不起訴裁定書が作成されたこと又は形式上立件手続が行われたことは、必ずしも必要としない。従つて、ある被疑事実についての勾留の機会に事実上他の被疑事実の捜査が行われたときは、この事実について立件せず、不起訴裁定書を作成しなくても、公訴を提起しない処分があつたものとして取り扱われたい。
- (3) 罪を犯さなかつたことを認めるに足りる十分な事由とは、犯罪が存在しないこと又は成立しないことについて十分の心証がえられるような事由をいう。すなわち、(イ)被疑者の行為が本来構成要件にあたらぬものであるとき、(ロ)被疑者の行為について違法又は責任の阻却事由があるとき、(ハ)真犯人の発見又はアリバイの成立の場合のように被疑者が犯罪事実と関係のないことが明らかになつたとき、(ニ)以上のほか、被疑者が罪を犯したとは証拠上どうも認めることができず、被疑者に対する嫌疑が極めて薄弱であるときである。しかし、これらの事由は、不起訴裁定の主文とは必ずしも一致せず、特に、いわゆる「嫌疑なし」の裁定をした場合のうち、検察官の心証としては嫌疑が残つているが公訴を提起するに足りる証拠が十分でないようなときは、補償をすることができないとともに、起訴猶予等の処分をした場合でも、後に真犯人が発見される等この事由にあたることを判明すれば、補償をするのが相当である。なお、中止処分をした後に補償の要件にあたることを判明した場合には、再起して不起訴の終局処分をした上で、補償の裁定をされたい。
- (4) 規程第4条第2項に規定する一定の除外事由があつても、あらゆる具体的事情を考慮して補償をすることが相当と認められる場合には、もとより補償をすることができるが、実際には、そのような場合はほとんどありえないと考える。

なお、逮捕又は勾留に関する現在の実務上の慣行にかんがみ、被疑事実と抑留又は拘禁との関係は、これを実質的に判断し、ある事実が形式上逮捕状又は勾留状に犯罪事実として記載されていたかどうかにかかわらず、抑留又は拘禁中に事実上その事実の捜査が行われたときは、これについて抑留又は拘禁が行われたものとして取り扱われたい。

2 補償の内容(規程第3条)について

この規程による補償金の額は、1日400円以下と規定されており、刑事補償法による場合のように下限が200円以上に限られていないが、これは、規程第4条によつて200円以下に下げることがある場合もあることを考慮したためであつて、刑事補償法の場合より少額の補償を行う趣旨ではないから、原則として、1日200円以上400円以下の割合で補償金の額を定められたい。

補償金は、被疑者であつた者本人に交付するのを原則とするが、本人が死亡したときは、相続人その他適当と認める者(例えば、内縁の妻)に補償をすることができる。ただ、ここで相続人等が補償金の交付を受けるのは、死亡した本人の地位を相続することによるのではなく、相続人等みずからの地位に基くのであるから、交付を受ける者の範囲は、本人と共同生活をしてきた者その他本人が抑留又は拘禁を受けたことによつてみずから精神上又は財産上の損害を受けた者に限るのを相当とする。従つて、民法に定める相続分に応じて交付する必要はなく、実情に応じて相続人の全員又は一部の者に対して適当な割合により分割交付し、あるいは、相続人中の一人のみに交付しても差支えないが、補償金を交付すべき者については十分調査の上決定されたい。

3 補償の要否及び補償金の額に関する裁量の基準(規程第4条第1項)について

この規程による補償が実質的な衡平の観点から認められたものであることにかんがみ、具体的事件によつては、補償の要件が備わつていても、なお補償をすることが相当でない場合がありうるし、また、補償金の額が具体的事案に応じて異なるものとなることはいふまでもない。従つて、補償の要否及び補償金の額を決定するにあつては、その事件のあらゆる具体的事情を考慮し、健全な裁量によつて処理されたい。

規程第4条第1項各号は、この場合に考慮すべき主な事項をかかげているが、このうち、第2号は、刑事補償法第3条第2号と同趣旨であり、その適用にあつては、抑留又は拘禁をして取り調べた数個の被疑事実を全体として観察し、補償の要件の備わる事実とその他の事実との比重

を評価して、具体的に妥当な結果をうるよう特別の配慮をされたい。例えば、重大な犯罪について補償の要件が備わり、軽微な犯罪についてこれを欠くときは、原則として補償をし、逆の場合には補償をしないこととし、また、重大さにおいてほぼ相等しい2個の事実について捜査が行われた場合において、(イ)逮捕状又は勾留状に記載されている犯罪事実が補償の要件の備わるものであるとき、(ロ)抑留又は拘禁中に主として補償の要件の備わる事実について捜査が行われたとき、(ハ)補償の要件の備わる事実以外の事実についても証拠が不十分であるとき、(ニ)補償の要件の備わる事実が世間の注目を引いたとき等には、原則として補償をし、その他の場合、特に、他の事実について公訴を提起したときは、原則として補償をしないこととなる。ただし、補償をする場合にも、補償金の額については相当の考慮を払われたい。第3号は、希望しない者に補償金を交付する必要はないという趣旨であるから、申出をまたないで補償を考慮しようとする場合には、特にこの点に留意されたい。なお、不起訴処分の後1年以上を経過してから補償の申出があつたような場合は、遅れたことについて特別の理由がないかぎり、補償をしない裁定をして差支えない。

右のほか、規程第4条第1項の規定により考慮すべきその他の事情としては、刑事補償法第4条第2項にいう「拘束の種類及びその期間の長短」、「警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無」のほか、嫌疑を受けたこと又は拘束されたことに関する本人の故意過失の有無等を考慮されたい。これらの事項は、主として補償金の額を定めるにあたって考慮すべき事項であろうが、例えば、僅か数時間の拘束の場合や本人の右故意過失の大きい場合(本人が周囲の者等に自分が犯人であると吹聴していた場合等)には、補償を必要としないこともありうると思う。

4 補償の裁定(規程第6条)について

この規程による補償は、検察官が職権をもつて行うのであるから、補償の申出は、検察官の職権発動を促すものにすぎないが、本人又は相続人その他の者から申出のあつた事件については、その処理を明確にする必要があるので、補償をしない場合にも通知することとしたものである。なお、補償の申出は、みずから補償金の交付を受けようとする者又はその代理人からの申出に限られ、他人のためにする場合を含まないことに注意されたい。

補償の裁定に関し不服の申出があつたときは、検察庁法の監督権により、不起訴処分に対して不服の申立があつた場合の例に準じて処理することとされたい。

5 補償金の交付(規程第7条)について

この規程によつて本人又は相続人等に交付する補償金については、検察官が補償金交付の通知をした後、補償金の交付を受けるべき者から補償金受領の申立があつたときに、はじめて国とその者との間に債権関係が発生する。従つて、本人が補償金受領の申立をしないで死亡したときは、補償の裁定がその効力を失うこととなるから、相続人等に補償金を交付する必要がある場合には、改めて補償の裁定をされたい。ただ、受領の申立後現実に交付を受ける前に本人が死亡したときは、その相続人に対し相続分に応じて補償金を交付することとなる点に注意されたい。

6 附則について

この規程の適用される抑留又は拘禁は、昭和32年4月1日以後のものに限られ、同日の前後にまたがる抑留又は拘禁については、同日以降の日数に対してのみ補償をすることができることに注意されたい。

第3 運用手続

この規程の施行に伴う事務処理上の手続及びこれに関し留意すべき事項を手続の順序に従つて列記するから、これに従つて運用にあたられたい。

1 担当検察官(規程第5条)の指定について

- (1) 公訴を提起しない処分をした検察官の所属する検察庁の検察官とは、公訴を提起しない処分をした検察官を含むその検察庁の全検察官をいうが、裁定の適正を期するため、各検察庁において次席検事又はこれに代るべき練達の検察官を担当者に指定されたい。また、各検察庁の支部の被疑者補償事件についても、本庁において取り扱うこととされたい。

(2) 削除

2 担当事務係の指定について

補償の要否及び金額の調査は、前記担当検察官が行うのであるが、これに関連する各事務手続を円滑に運用するため、各検察庁の本庁においては、適当と認める係を担当事務係に指定し、この規程及び通牒に基く事務を兼掌せしめられたい。なお、右の担当事務係は、検察事務を取り扱う事務課の係(例えば、検務第一課事件係等)とするのが適当である。

3 立件手続について

- (1) 被疑者補償事件について調査を開始するときは、立件手続をとること。
 - (イ) 公訴を提起しない処分をした事件(以下本案被疑事件という。)の主任検察官又はその監督官は、その事件について補償を考慮する必要があると思料する場合には、適宜その旨を担当検察官に連絡し、その連

絡を受けた担当検察官は、被疑者補償事件の立件について検事長又は検事正の決裁を受けること。

- (ロ) 右の決裁があつた場合及び補償の申出があつた場合には、担当事務係に所属する事務官(以下担当事務官という。)において立件すること。
- (2) 被疑者補償事件として立件するときは、担当事務官は、被疑者補償事件簿(様式第1号)に所定の事項を記入して保管するとともに、別に補償事件記録票(様式第2号)を作成して担当検察官に送付すること。
- (3) 補償の申出は、補償申出書(様式第3号)によらせること。ただし、書面による申出にその趣旨が認められるときは、その書面をもつて代えることができる。
- (4) 代理人から補償の申出があつたときは、委任状その他資格を証する書面を提出させること。
- (5) 各支部及び区検察庁において裁定された本案被疑事件に関して被疑者補償事件が立件された場合には、刑事事件簿等に適宜その旨を記入しておくこと。
- (6) 被疑者補償事件の立件は、補償の要否を考慮すべき者(以下事件本人という。)の数によつて行うこと。特に留意すべき場合は、次のとおりである。
 - (イ) 1個の本案被疑事件について、2名以上の被疑者があるときは、各被疑者毎に1件として立件する。
 - (ロ) 同一の被疑者については、同時に処理された2個以上の本案被疑事件があるときでも、1件として立件する。
 - (ハ) 同一の被疑者に関する本案被疑事件について、2名以上の者から補償の申出があつたときは、各申出人毎に1件として立件する。
 - (ニ) 同一の被疑者に関する本案被疑事件について、職権により2名以上の相続人等に対し、補償の要否を考慮すべきときは、各人毎に1件として立件する。
 - (ホ) 同一の本案被疑事件について、同一人から2回以上にわたつて補償の申出があつたときは、そのつど1件として立件する。
 - (ヘ) 補償をしない裁定があつた後、同一の本案被疑事件につき、真犯人の発見その他補償の要否を考慮すべき新たな事由が生じたときは、新たに1件として立件する。被疑者本人が補償金受領の申立をしないで死亡したため、補償の裁定がその効力を失つた場合において、相続人等に補償金を交付する必要があるときも、同様とする。
- (7) 他人のためにする補償の申出については、職権によつて補償の要否を考慮すべき必要がある場合を除き、立件することを要しない。

4 裁定手続(規程第6条第1項)について

- (1) 裁定の適正を期するため、当分の間、地方検察庁において被疑者補償事件について調査をとげた結果、補償を相当と認めた場合及び申出にかかる事件について補償を相当でないとして認めた場合には、検事正においてあらかじめ検事長の指示を受けることとされたい。
- (2) 検事長の指示を受けるには、担当検察官の意見を付し、本案被疑事件記録及び被疑者補償事件記録を添えて行うこと。なお、事案の内容が複雑である等の場合には、適宜補償の調査経過等を記載した書面をも添付するよう配慮を煩わしたい。
- (3) 被疑者補償事件について裁定をした場合には、職権によると申出によるとを問わず、補償をしないとしないにかかわらず、補償裁定書(様式第4号)を作成すること。
- (4) 補償裁定書の裁定主文欄には、「事件本人に対し補償金何円を交付する」又は「事件本人に対し補償をしない」と記載すること。
- (5) 担当検察官は、補償裁定書に上司の決裁をえた上、被疑者補償事件記録及び本案被疑事件記録を担当事務官に回付すること。

5 通知手続(規程第6条第2項)について

- (1) 補償をする裁定をした場合において、補償金の交付を受けるべき者に対する通知は、補償通知書(様式第5号)によること。
- (2) 補償通知書を発送する場合には、担当事務官は、補償金受領申立書(様式第6号)及び請求書(様式第7号)の用紙を同封し配達証明付書留郵便によつて送付するとともに、支出官に対し補償通知書謄本を送付すること。
- (3) 補償の申出があつた被疑者補償事件につき、補償をしない裁定をした場合において、申出人に対する通知は、裁定通知書(様式第8号)によること。ただし、申出が明らかに理由のないものであるときは、口頭、はがきその他適宜の方法により通知して差支えない。
- (4) 代理人による補償の申出があつた場合においても、(1)及び(3)の通知は、事件本人に対してすること。

6 補償金増額上申について

会計担当事務官は、担当事務官から送付された補償通知書謄本により、すみやかに予算増額上申書を作成し、担当検察官の所属する検察庁の長から法務大臣宛(法務大臣官房経理部宛送付する。)上申すること。なお、増額上申書写1部を当職宛送付されたい。

7 補償金受領申立手続(規程第7条)について

- (1) 補償金受領の申立は、補償金受領申立書によらせること。

- (2) 補償金受領申立書及び請求書が提出されたとき(担当事務係に直接提出された場合及び郵送された場合を含む。)は、担当事務官は、被疑者補償事件簿等により金額、補償金受領申立期間経過の有無等確かめた上、右申立書に担当検察官の認印を受けること。
 - (3) 補償金受領の申立が受領申立期間内になされたときは、担当事務官は、刑事補償金支出方依頼書(様式第9号)を作成し、担当検察官の記名押印を受けた後、刑事補償金交付通知書(様式第10号)用紙及び請求書とともに支出担当事務官に送付すること。
 - (4) 補償金受領の申立が期間経過後になされたときは、担当事務官は、補償金受領申立書及び請求書にその旨を記入し、担当検察官の認印を受けた後、請求書を支出担当事務官に送付すること。
- 8 補償金交付手続(規程第7条)について
- (1) 支出負担行為に必要な書類は、担当事務官から送付された刑事補償金支出方依頼書、補償通知書謄本及び請求書とする。なお、支出事務は、一般の支出事務手続によること。
 - (2) 補償金を交付したとき(直払又は送金手続を完了したとき)は、支出担当事務官は、刑事補償金交付通知書に所定の事項を記入し、担当事務官を経て担当検察官に通知すること。
- 9 補償公示手続(規程第8条)について
- (1) 補償公示の申立は、書面によらせることとし、担当事務官において、補償公示申立期間経過の有無等確かめた後、右の書面に担当検察官の掲載新聞紙名の指定及び指揮印を受けること。
 - (2) 担当検察官の指揮のあつた後、担当事務官は、公示原稿(様式第11号)を作成して担当検察官の認印を受け、官報に公示するときは公示原稿の写し2部を法務大臣官房秘書課に送付して官報掲載の手続を依頼し、新聞紙に公示するときは指定された新聞紙に掲載する手続をすること。
 - (3) 新聞紙への掲載には多額の経費を要するから、掲載の要否、新聞紙の選択には特段の配慮を煩わしい。
- 10 (廃止)
- 11 記録の整理について
- (1) 被疑者補償事件記録は、補償事件記録票を表紙とし、補償の調査にあたり作成した調書その他の書類(例えば、補償申出書、補償裁定書、配達証明書、補償金受領申立書、刑事補償金交付通知書、補償公示申立書、公示原稿等)を作成日付順に編綴すること。
 - (2) 被疑者補償事件記録は、本案被疑事件記録と別にし、(本案被疑事件

記録は本来保管すべき検察庁に保存する。), 担当検察官の所属する検察庁において保存すること。

(3) 削除

12 経費について

- (1) 被疑者補償事件の調査のため、検察庁職員が出張した場合及び参考人等と呼ばし出した場合に支給する旅費は、検察旅費から支出すること。
- (2) 被疑者補償事件処理のために要する右以外の費用(消耗品費、通信運搬費等。ただし、補償金支出のために要する純粹の行政関係事務経費を除く。)は、検察費(庁費)から支出すること。
- (3) この通牒所定の帳簿及び用紙は、本年5月末までに送付するが、さしあたり必要な分については、自庁において作成されたい。

様式第1号

被 疑 者 補 償 事 件 簿		(表)		
進 行 番 号		年 (補) 第 号	年 (補) 第 号	
担 当 検 察 官				
補 償 事 件	立 件	年 月 日 職権申立	年 月 日 職権申立	
	事件 氏 名			
	本人 被疑者との続柄			
本 案 被 疑 事 件	事 件 番 号	年 () 第 号	年 () 第 号	
	主 任 検 察 官			
	罪 名			
	氏 名			
	裁 定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		主 文		
記 録 保 存 番 号				
補 償 裁 定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	主 文			
	通知書	発 送	年 月 日 (事件本人)	年 月 日 (事件本人)
		送 付	年 月 日 (支出官)	年 月 日 (支出官)
		到 達	年 月 日	年 月 日
	補償金受領期間満了		年 月 日	年 月 日
	補償金受領申立		年 月 日	年 月 日
	検事長	請 訓	年 月 日	年 月 日
回 訓		年 月 日	年 月 日	
て ん 末				
補 償 公 示	申 立	年 月 日	年 月 日	
	原 稿 発 送	年 月 日	年 月 日	
	官 報 掲 載	年 月 日	年 月 日	
	新聞紙	紙 名	新聞 版	新聞 版
掲 載		年 月 日	年 月 日	
記 録 保 存 番 号				
備 考				

- 記載例
- 1 事件本人氏名欄には、申出に係る事件については申出人、その他の事件については被疑者本人又はその相続人等補償を考慮すべき者を記載すること。
 - 2 事件番号欄の () 内には、庁名 (本庁, ○○支部, ○○区検) を表示すること。
 - 3 通知書到達欄は、補償金の交付を受けるべき者に到達した日を記載すること。なお、てん末欄には、受給者氏名、交付年月日及び死亡等による本裁定の失効等を記載すること。
 - 4 備考欄には、本案被疑事件が支部及び管内区検の分である場合に、その記録の返還日等を記載すること。

(用紙 日本産業規格 A 4)

(裏)

年(補)第 号	年(補)第 号	年(補)第 号
年 月 日 職権申立	年 月 日 職権申立	年 月 日 職権申立
年()第 号	年()第 号	年()第 号
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日 (事件本人) 年 月 日 (支出官)	年 月 日 (事件本人) 年 月 日 (支出官)	年 月 日 (事件本人) 年 月 日 (支出官)
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
新聞 版	新聞 版	新聞 版
年 月 日	年 月 日	年 月 日

補償事件記録票

様式第2号

被疑者補償事件	事件番号	年(補)第 号	担 当 検察官印	立 件	年 月 日	職権 申出	
	事件本人	氏 名			被疑者との続柄		
		生年月日	年 月 日	職 業			
		本 籍					
住 居							
補償裁定	年月日	年 月 日	主 文				
	通知書	送 送	年 月 日	到 達	年 月 日		
受領申立 期間満了	年 月 日		補償公示	申立て	年 月 日		
	補償 金	受領 申立て		年 月 日	原稿 発送	年 月 日	
		てん末		てん末			
記録保存 期間満了	年 月 日		備 考				
本 案	裁定庁	本 庁	支 部	区検察庁			
	事件番号	年 第 号	主任検察官				
	裁 定	年 月 日	年 月 日	主 文			
被 疑 者	被 疑 者	氏 名					
		生年月日	年 月 日	職 業			
		本 籍					
		住 居					
事 件	備 考	抑留又は 拘禁の期間	年 月 日から	日 間	記録保存番号		
			年 月 日まで				

記載上の注意事項

- 1 事件本人が被疑者であるときは、被疑者氏名欄に「事件本人」と記載すれば足りる。
- 2 補償裁定通知書、受領申立期間満了、補償金、補償公示及び記録保存期間満了の各欄の年月日の右欄には、それぞれを取扱い処理した者が押印すること。
- 3 備考欄には、本件補償裁定が失効した場合、その事由等を記載すること。

(用紙 日本産業規格A4)

補 償 申 出 書			
年 月 日			
検察庁 検察官 検事 殿 (本 籍) (住 居) (職 業) (氏 名) Ⓜ (生年月日) 年 月 日 (被疑者との続柄)			
下記被疑事件につき、補償の申出をします。			
被 疑 者	氏 名		
	職 業		
	本 籍		
	住 居		
罪 名			
抑留又は拘禁 された期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間
取調べ検察庁		検察庁	
※事件番号		年(補)第 号	取扱者印

- (注意) 1 指印の場合には、左示指をもって押なつするようにさせ、取扱者においてその旨の認証をすること。
 2 ※印欄は、取扱者において記入すること。

(表)

様式第4号

補償裁定書

決 裁		担 当 検 察 官		検 察 庁	
被 疑 者 補 償 事 件 番 号	年 (補) 第 号			職 権 申 出	
裁 定 の 日	年 月 日				
裁 定 主 文					
事 件 本 人	氏 名		被 疑 者 と の 続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日	職 業		
	本 籍				
	住 居				
裁 定 通 知 指 揮	年 月 日		担 当 検 察 官 印		
備 考					
本 案 被 疑 事 件	裁 定 庁	本 庁	支 部	区 検 察 庁	
	事 件 番 号	年 第 号			
	罪 名				
	被 疑 者 氏 名				
	裁 定	年 月 日	年 月 日		
		主 文			
	抑 留 又 は 拘 禁	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		日 間
		場 所			

(注意) 備考欄には、本件補償裁定が失効した場合、その事由等を記載すること。

(用紙 日本産業規格A4)

(赤)

刷

り

(裏)

理 由

(赤

刷

り

補償通知書

年 月 日

(住所)

(氏名) 殿

検察庁

検察官 検事

に対する 被疑事件については、
罪を犯さなかったと認めるに足りる十分な事由があるので、 年 月
日から 年 月 日まで 日間の抑留又は拘禁に対
する補償として、 年 月 日あなたに金 円を交付
する旨の裁定をしましたので通知します。

(注意事項)

- この通知書が到達した日から6箇月以内に受取の手続をとられないときは、補償金を交付しないこととなりますので注意してください。
- 補償金の請求をするときは、同封の補償金受領申立書と請求書とに必要な事項を記載して、当検察庁 に提出してください。
- 補償金を受け取った日から30日以内に、官報や新聞紙への補償公示の申立てをすることができますから、公示を希望される場合には、当検察庁の係官に申し出てください。

(事件番号 年(補)第 号) (取扱者印)

(用紙 日本産業規格A4)

補 償 金 受 領 申 立 書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

受領申立人

(住 所)

(氏 名)

印

年 月 日付けをもって通知のあった補償金 円

の受領を申し立てます。

※補償通知到達	年 月 日	担当検察官印	
※事件番号	年(補) 号	取扱者印	

(注意) ※印欄は、受領申立人において記入しないでください。

様式第7号

請 求 書			
年 月 日			
検察庁			
支出官		殿	
請 求 人			
(住 所)			
(氏 名) ㊟			
下記金額につき、年 月 日付けをもって受領の申立て をいたしましたので、請求します。			
金		円也	
ただし、刑事補償金			
受 領 書			
上記金額を受領しました。			
年 月 日			
(氏 名) ㊟			
※事件番号	年 (補)	号	取扱者印

(注意) ※印欄は、請求人において記入しないでください。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第8号

裁 定 通 知 書

年 月 日

(住 所)

(氏 名) 殿

検 察 庁
検 察 官 検 事

年 月 日付けをもって申出のあった に
対する 被疑事件については、年 月 日

あなたに補償をしない旨の裁定をしましたので通知します。

(事件番号 年(補)第 号) (取扱者印)

(用紙 日本産業規格A4)

様式第9号

刑事補償金支出方依頼書

年 月 日

検察庁
支出官 殿

検 察 庁
検 察 官 検 事

下記の者から 年 月 日補償金受領の申立てがあったから、

同人に対し別添請求書のとおり支出方を依頼する。

(受領申立人)

(住 所)

(氏 名)

(事件番号 年(補)第 号) (取扱者印)

(用紙 日本産業規格A4)

刑事補償金交付通知書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

検 察 庁
検 察 事 務 官

下記の者に対し 年 月 日付け支出方依頼のあった補償金

円は、 年 月 日に送金されたから、通知

する。

(請求人)

(住 所)

(氏 名)

(事件番号 年(補)第 号) (取扱者印)

- (注意) ① 補償金交付後、速やかに担当検察官に通知すること。
② 事例に応じ、不要の文字を削ること。

様式第11号

公示指揮	年 月 日	担 当 検察官印		官 報
				新聞紙

公示原稿（官 報） （新聞紙名 ）

被疑者補償裁定要旨

年 月 日

検察庁

下記の者は、 被疑事件について罪を犯さなかったと
認められるので、 日間の拘束に対し、補償金 円を
交付する。

（住 所）

（氏 名）

（記載上の注意事項）

被疑者以外の者に補償金を交付したときは、「拘束に対し、」の次に、被交付者の氏名（「〇〇〇〇に」）を
附加すること。

（用紙 日本産業規格A4）